

託送料金相当額について

託送料金とは、お客さまへ電気を供給する際に生じる送配電ネットワークの利用料であり、一般送配電事業者より託送供給等約款に基づいて当社に請求されます。お客さまがお支払いする電気料金にも託送料金に相当する金額が含まれています。託送料金相当額の計算方法については下記にてご確認ください

低圧のお客さまの場合

低圧のお客さまの場合は、下記の計算式で概算額を算定することができます。

2019年10月1日時点

電気ご使用量 〔 〕 kWh	×	低圧託送平均単価 9.64 円/kWh	=	託送料金相当額（概算額） 〔 〕 円
------------------------	---	------------------------	---	------------------------------------

※低圧託送平均単価には消費税等相当額を含みます。

高圧のお客さまの場合

小売電気事業者（当社）が下記の2つの料金種別のどちらかを選択します。選択した料金種別の「基本料金（基本料金単価×契約電力 kW）」と「電力量料金（電力量料金単価×電力量 kWh）」の合計額が託送料金相当額となります。

2019年10月1日時点

（税込）

高圧標準接続送電サービス	基本料金単価		1kWにつき	627.00 円
	電力量料金単価		1kWhにつき	2.53 円
高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金単価		1kWにつき	627.00 円
	電力量料金単価	昼間	1kWhにつき	2.83 円
		夜間		2.16 円

【計算例】 高圧標準接続送電サービス 契約電力 100kW 電力量 10,000kWh/月 の場合

（基本料金）	（電力量料金）	
(627.00 円 × 100kW)	+ (2.53 円 × 10,000kWh)	= <u>88,000 円</u> (小数点以下切捨て)